

株式会社ライフサポート NEO

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの 5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などの制度および育児休業後の労働条件に関する事項について周知を行う。

<対策>

- 令和4年 4月～ 法に基づく諸制度の調査を行う。
- 令和4年12月～ 制度等に関するパンフレットを作成し社員に配布する。

目標2：育児休業をしている社員の職業能力の開発および向上のための情報提供を行う。

<対策>

- 令和4年4月～ 電話やメールなどにより、育児休業中の社員との連絡を密にし、業務の進捗状況の報告などの情報提供を行う。
- 令和4年4月～ 育児休業中の社員に業務関連資料の送付を行う。